

税務・財務情報 第2101号

知っておきたい身近な税金 ～自動車税に関する基礎知識～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者がお伺いした場合には、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人



株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

知っておきたい身近な税金

～自動車税に関する基礎知識～

1 はじめに

運転免許を取得すれば老若男女問わず利用できる自動車ですが、近年では、「多額のお金がかかる」「電車があればどこでも行ける」「車を購入しなくてもレンタカーがある」などの理由から若者の車離れが増えてきているようです。そんな中でも、やはり生活には欠かせない便利なものとして、多くの方が車を所有し利用していると思います。このコロナ禍で公共交通機関の利用を控え、車を利用する方も増えたのではないのでしょうか。

今回は、身近な税金のひとつである自動車税について解説したいと思います。

2 自動車に関する税金の種類

車を所有している方は多額納税者と言われるほど多くの税金を支払っており、車を購入するときや所有し続けるためには決められた税金を支払わなければなりません。

では、実際にどんな税金を支払っているのか、改めて確認してみましょう。

購入時	環境性能割(※)、自動車重量税、消費税
毎年	自動車税種別割、軽自動車税種別割、ガソリン税、軽油引取税、消費税
車検時	自動車重量税、消費税

※令和1年10月より自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入されました

①自動車税種別割と軽自動車税種別割

令和1年度の税制改正により令和1年10月1日より自動車税が「自動車税種別割」、軽自動車税が「軽自動車種別割」に名称が変更されました。

毎年支払い義務のある自動車税種別割・軽自動車税種別割とは、4月1日時点での自動車の車検証上の所有者が支払う税金で、用途や排気量により税額が決まっています。

ただし、軽自動車税については、一律の税額になっています。

②自動車税の還付

自動車の登録を抹消したとき、抹消した翌月から3月までの自動車税を還付する制度があります。登録の抹消には、廃車した後の永久抹消と、一時的に登録を抹消する一時抹消の2種類がありますが、どちらの場合でも自動車税の還付を受けることができます。

一方、自動車の登録名義のみが変わる場合には、自動車税の還付を受けることはできません。所有者が変わっただけでその車は使い続けられることになるので、4月1日時点の所有者が自動車税を支払う義務があります。

なお、軽自動車を抹消した場合は自動車税の還付はありません。

③税金を滞納した場合

自動車税を納付せずに滞納してしまうと延滞金が発生します。また、車検を受けることができなくなったり、資産の差し押さえを受ける可能性があります。

万が一、支払いが難しい状況に置かれた場合には、納付書が届いたときに発行元の自治体へ相談しましょう。

地方税法第15条により納税猶予が認められる場合があります。

- ・財産が震災、風水害、火災、その他の災害を受けたり、盗難にあたりしたとき
- ・納税者や生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- ・事業を廃止し、または休止したとき
- ・事業に著しい損失を受けたとき
- ・上記いずれかに該当する事実に類する事実があったとき

これらいずれかに該当すれば、一年以内の納税猶予を受けられる可能性があります。

3 環境にやさしい車を優遇する制度

近年、燃費の良いハイブリッド車やクリーンディーゼル車、ガソリンを使わない電気自動車や水素自動車が開発されエコカーとして人気を集めています。環境にやさしい車には優遇措置が設けられており、自動車税等の減税を受けることができます。

乗用車だけでなく、先進安全技術を搭載したトラックや、バリアフリー、ユニバーサルデザインを採用しているバスやタクシーにも軽減措置が設けられています。

今回は、環境性能割・エコカー減税・グリーン化特例の制度についてご紹介します。

①環境性能割

環境性能割とは、燃費性能や環境に対する性能が高い車の税率を軽減する制度で、この制度の導入と同時に廃止となった自動車取得税との違いは、課税基準と課税率にあります。

自動車取得税は、自動車は3%、軽自動車は2%の固定税率でした。一方、環境性能割は、燃費性能に応じ、自動車は0%~3%、軽自動車は0%~2%の範囲で変動します。

燃費性能が高い車ほど優遇される仕組みで、電気自動車やクリーンディーゼル車などのエコカーは非課税となっています。

令和1年10月1日から令和2年9月30日取得分の自家用の自動車には、環境性能割の税率が1%軽減される臨時的軽減制度が設けられていましたが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として6か月の期限延長があり、令和3年3月31日までに取得した自動車が対象となりました。

また、環境性能割は、新車を購入した場合に限らず、中古車を購入した場合であっても、環境性能の基準を満たしていれば減税の対象となります。

②エコカー減税

環境性能に優れた車に対する自動車税が軽減される優遇措置のことをエコカー減税といいます。減税対象の車を購入すれば、自動車税が25%~100%減るのが特徴です。電気自動車やクリーンディーゼル車だけでなく、燃費基準や排ガス規制を達しているガソリン車やハイブリッド車も対象になります。自動車重量税が軽減されるのは、新車購入時および初回の継続車検時です。

③グリーン化特例

エコカー減税と似た制度としてグリーン化特例があります。エコカー減税は「自動車重量税」が減税対象ですが、グリーン化特例は「自動車税」と「軽自動車税」が対象です。減税が適用されるのは、新車として登録されてから翌年度の支払い分までです。

一方で、初年度登録から一定数を経過し、環境負荷の大きい車は重課される制度でもあるため、11年経過したディーゼル車と、13年経過しているガソリン車の場合、自動車税は概ね15%、13年経過した軽自動車税は概ね20%重課されます。

4 最後に

わたしたちの身の回りには多くの税金が存在します。今回は、車を利用している方には馴染みのある自動車税について解説しました。

環境性能の高いエコカーには優遇措置が設けられています。生活に欠かせない車を維持し続けるためには多額のお金が必要となります。環境性能の高い車を購入することで、少しでも負担を減らすことができるかもしれません。

弊社では、自動車税だけでなく様々な税金に関する相談を受けつけております。税金に関する疑問がありましたら、弊社の担当者までお気軽にご連絡ください。

執筆者 松本 沙耶香